

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則案
意見・情報の募集でお寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する回答について

- 合計14件（有効件数）の個人または団体から御意見をいただきました。
○ いただいた御意見とその御意見に対する回答は以下のとおりです。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>対象とする魚種の選定に関する御意見（10件）</p> <ul style="list-style-type: none"> まぐろ類（くろまぐろ、みなみまぐろ、めばち、きはだ、びんなが）を特定第一種水産動植物及び特定第二種水産動植物に指定すべきである。 かつおを特定第二種水産動植物に指定すべきである。 うなぎの稚魚（シラスウナギ）を特定第二種水産動植物に指定すべきである。 	<p>水産流通適正化法の対象魚種を指定するにあたっては、若手漁業者や学識経験者、生産・加工・流通団体などの多様なステークホルダーで構成される水産流通適正化制度検討会議において、指定基準を設けて、その基準に該当する魚種を指定することとし、それによれば、特定第一種水産動植物にはうなぎの稚魚、あわび及びいなまこを、特定第二種水産動植物にはさば、さんま、まいわし及びいかを指定すべきとされたところである。</p> <p>この結果を踏まえ、政府の水産政策審議会に指定すべき魚種について諮問し、諮問のとおり実施することが適当である旨の答申を得たことから、そのとおり指定することとしました。</p> <p>なお、対象魚種については、今後、2年程度ごとに検証・見直ししていくこととしています。</p>
2	<p>漁獲番号及び荷口番号に関する御意見（1件）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者には、魚種・品名・取引先等を表すためにアルファベットの文字を使うニーズがあると思われるが、漁獲番号及び荷口番号の最後の3桁には、アルファベットのような記号を含んで良いのか。 	<p>水産流通適正化法第4条の規定による漁獲番号のうち施行規則第10条第3号の譲渡しをする特定第一種水産動植物等のロットの別等を区別するために表示した3桁の番号及び法第5条第2項の規定による荷口番号のうち施行規則第15条第3号の譲渡し又は引渡しをする特定第一種水産動植物等のロットの別等を区別するために表示した3桁の番号は、いずれも、取引実態等を踏まえて届出採捕者又は取扱事業者が附番するものですが、附番に当たっての考え方につきましては、別途、Q&Aによりお示しすることを考えています。</p>
3	<p>届出内容に関する御意見（1件）</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出については、事業者が法人の場合は法人番号の提出を行わせるようにされたい。登記事項証明書中の会社法人等番号で確認を行う事は可能ではあるが、番号としての提出がある方が各行政機関の事務に資するので、法人番号の提出は必要である。 	<p>水産流通適正化法においては、届出の対象となる者が法人であるか否かにかかわらず、農林水産大臣又は都道府県知事が届出者に対して7桁の番号を通知し、この番号により管理することとしています。法人番号により管理する制度とはしていないため、法人番号の提出は求めないこととします。</p>
4	<p>適法漁獲等証明書の添付書類に関する御意見（1件）</p> <ul style="list-style-type: none"> 荷口番号を用いる場合には、適法漁獲等証明書の添付書類として、水産流通適正化法第6条第1項に規定する記録（譲渡し等の記録）のみならず同条第2項の記録も求めてはどうか。 また、適法漁獲等証明書の添付書類は、電子データ（EXCEL、GSVなど、記載された値を扱いやすい形式）での提出を可能にすべきである。 	<p>輸出対象となる特定第一種水産動植物等に係る全ての記録（漁獲番号又は荷口番号が記載された水産流通適正化法第6条第1項の記録）を提出させることにより、荷口番号に対応する漁獲番号は全て把握することが可能ですので、同法第6条第2項の記録は提出を求めないこととします。</p> <p>書類の提出方法については、いただいたご意見も参考にして具体的な運用について検討してまいります。</p>
5	<p>適法採捕証明書の記載事項に関する御意見（1件）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施行規則第25条第1項のうち、「二 採捕漁船に係る情報」「三 当該特定第二種水産動植物等に係る情報」の具体的な内容を知りたい。 また、EUの漁獲証明書の様式を一つの参考としながらも、必要性の低い署名や項目を省き、より簡素にすることが重要である。 	<p>施行規則第25条第1項第2号は、漁船名、船籍の母港等を、第3号は、輸入する魚種、製品コード等を想定していますが、具体的な記載事項については、相手国政府との協議により決定します。</p>
6	<p>証明書への押印に関する御意見（1件）</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正へのハードルを高めるため、検査身分証明書及び適法漁獲等証明書には、農林水産大臣又は担当部署の印章を付すべきである。 	<p>令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「各府省は、・・・原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、農林水産省所管の省令の様式においては押印を求めていることから、本施行規則の様式においても押印を求めないこととしています。</p> <p>また、適法漁獲等証明書についても、農林水産省において発行する他の証明書の例に倣い、申請者等の負担軽減及び行政運営に係る手続の効率化等の観点から、押印を行わないこととします。</p>
7	<p>制度全般に関する御意見（2件）</p> <ul style="list-style-type: none"> この規制で、悪意を持ったもの同士が協同して違法物を市場に流すことができないようになっているのか。厳しい規制をかけるべきである。 特定第一種水産動植物は、「水産流通適正化制度検討会議」にて取りまとめられた指定基準に基づいて指定されることが重要であり、あわび・いなまこ・うなぎの稚魚を対象として、しっかりと適法漁獲物を国内流通から排除していくことが必要である。また、特定第二種水産動植物については、我が国漁業・漁業者に多大な影響を与える恐れがあるIUU水産物を指定するとの考え方のもとに、さば・さんま・まいわし・いかについて、しっかりと我が国へのIUU漁業由来の水産物の流入を防いでいく必要がある。魚種等の追加指定にあたっては、漁業者・事業者の声を十二分に聞き、しっかりと意見反映がなされるべきである。 	<p>水産流通適正化法は、事業者に対する監視業務や通報を端緒として違反行為を把握することが可能な制度であり、また、同法に違反する行為をした者には罰則が科されることを規定していますので、適切に監視業務を行うとともに、法に違反する具体的な事実を把握した場合には厳正に対処することとまいります。</p> <p>また、頂いたご意見は、今後の運用に当たり、参考にさせていただきます。</p> <p>対象魚種の追加は、多様なステークホルダーで構成される検討会議の議論等を十分に踏まえることとしています。</p>

※ 御意見を内容別にまとめているため合計件数と一致しません。